

平成22年度決算における健全化判断比率・資金不足比率の公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、市民のみなさまに公表することとなっています。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階(④将来負担比率に財政再生段階はありません)に区分されます。また資金不足比率は、公営企業ごとに算定するもので「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画をいずれも議会の議決を経て定める必要があります。

平成22年度決算に基づき算定した亀山市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国が定める基準を下回りました。今後も健全な財政運営に努めます。

健全化判断比率

指標の名称	概要	国が定める基準		本市の状況	
		早期健全化基準	財政再生基準		
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	12.92 %	—	赤字額がないため「—」
		財政再生基準	20.00 %		
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	17.92 %	—	
		財政再生基準	35.00 %		
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	25.0 %	3.1 %	
		財政再生基準	35.0 %		
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	350.0 %	—	
		財政再生基準			

資金不足比率

会計名称	概要	国が定める基準		本市の状況	
		早期健全化基準	財政再生基準		
水道事業会計	各公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率	経営健全化基準	20.0 %	—	資金不足額がないため「—」
工業用水道事業会計				—	
病院事業会計				—	
国民宿舎事業会計				—	
農業集落排水事業特別会計				—	
公共下水道事業特別会計				—	

亀山市		比率の状況	実質赤字比率 (%)		人口	H17国調	49,253	住民基本台帳人口	23.3.31	47,797	面積(k㎡)	190.91	財政力指数	1.279	市町村類型	I-0							
			(早期健全化基準)	(12.92)		H12国調	46,606	22.3.31	47,751														
平成22年度決算に基づく健全化判断比率の状況(速報値)			連結実質赤字比率 (%)		実質公債費比率																		
			(早期健全化基準)		(17.92)		区 分			決算額(単位:千円, %)			左の内訳(平成21年度)										
実質赤字比率			実質公債費比率 (%)		区 分			平成20年度			平成21年度			平成22年度			④の内訳(上位3事業)		決算額(千円)				
			(早期健全化基準)					(25.0)		① 公債費充当一般財源額等(繰上償還及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)			2,320,174			2,385,716			2,374,012			公共下水道事業特別会計	
実質赤字比率			将来負担比率 (%)		区 分			② 積立不足額を考慮して算定した額			0			0			0			農業集落排水事業特別会計		162,502	
			(早期健全化基準)					(350.0)		③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当分			0			0			0			病院事業会計	
区 分			決算額(単位:千円)		区 分			④ 公営企業等の地方債の償還の財源に充てたと認められる繰出金			462,764			461,270			519,424			⑤の内訳(上位3組合)		決算額(千円)	
			A 繰上充用額					0		⑤ 一部事務組合等地方債償還財源に係る負担金等			0			0			0				
A 繰上充用額			0		区 分			⑥ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの			1,047			1,022			1,583						
			B 支払繰延額					0		⑦ 一時借入金の子			0			0			0				
B 支払繰延額			0		区 分			⑧ 特定財源の額			726,110			801,448			805,453			⑥の内訳(上位3事業)		決算額(千円)	
			C 事業繰越額					0		⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費			582,470			553,766			537,162			中勢用水事業(国営土地改良事業)	
C 事業繰越額			0		区 分			⑩ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金)			327,218			335,757			326,026						
			D 標準財政規模					13,302,528		⑪ 災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された公債費			667,126			743,911			811,164			⑧の内訳	
実質赤字比率 [(A+B+C)/D×100]			-		区 分			⑫ 災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還)			3,325			3,323			3,321						
			連結実質赤字比率					資金不足比率(単位:%)		⑬ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金			6,381			6,383			6,357				
区 分			決算額(単位:千円)		区 分			⑭ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(準元利償還)			762			737			756			1. 国庫からの利子補給		80	
			A					-		A 小計 [(①~⑦)-(⑧~⑭)]			470,593			402,683			404,780			2. 貸付金の元利償還金	
連結実質赤字比率			資金不足比率(単位:%)		区 分			分母 ⑮ 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)			16,382,626			15,810,521			13,302,528			3. 公営住宅使用料		0	
			B					-		B ⑨~⑭の額			1,587,282			1,643,877			1,684,786			4. 都市計画税	
区 分			決算額(単位:千円)		区 分			C 実質公債費比率(単年度) [A/B×100]			3.1807			2.842			3.4842			5. その他		0	
			[1] 一般会計					1,082,142		C 小計 [(⑮)-(⑯)]			14,795,344			14,166,644			11,617,742			⑮の内訳	
一般会計等			[2]		区 分			実質公債費比率(3年平均) [C/3]			3.1807			2.842			3.4842			1. 標準税収入額等		11,790,410	
			[3]							将来負担比率												2. 普通交付税額	
その他の特別会計			[4]		区 分			区 分												3. 臨時財政対策債発行可能額		1,127,623	
			[5]							決算額(単位:千円, %)													
資金不足額又は資金剰余額			[6]		区 分			分子															
			[7]							将来負担額													
法適用企業			[8] 国民健康保険事業		区 分			① 一般会計等の地方債年度末残高						19,903,203			②の内訳(上位3事業)			決算額(千円)			
			[9] 老人保健事業					0		② 債務負担行為のうち公債費に準ずる支出予定額						4,746			中勢用水事業(国営土地改良事業)			4,746	
法非適用企業			[10] 後期高齢者医療事業		区 分			③ 公営企業等の地方債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額						8,290,355			③の内訳(上位3事業)			決算額(千円)			
			[11]							④ 一部事務組合等の地方債の元金償還金に対する負担見込額						0			公共下水道事業特別会計			4,985,011	
法適用企業			[12]		区 分			⑤ 退職手当支給予定額(期末要支給額)のうち一般会計等負担見込額						3,468,636			農業集落排水事業特別会計			2,912,219			
			[13]							⑥ 設立法人の負債等に対する一般会計等負担見込額						110,813			病院事業会計			390,301	
法非適用企業			[14]		区 分			⑦ 連結実質赤字額						0			④の内訳(上位3組合)			決算額(千円)			
			[15] 水道事業会計					843,390		⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額						0							
法適用企業			[16] 工業用水道事業会計		区 分			⑨ 充当可能基金年度未現在高						9,527,273			⑥の内訳(上位3法人)			決算額(千円)			
			[17] 病院事業会計					1,385,122		⑩ 充当可能特定歳入の見込額						7,230,633			土地開発公社			110,813	
法非適用企業			[18] 国民宿舎事業会計		区 分			⑪ 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額						20,397,769			⑨の内訳(上位3基金)			決算額(千円)			
			[19]							A 小計 [(①~⑧)-(⑨~⑪)]						(5,377,922)			財政調整基金			4,513,941	
法非適用企業			[20]		区 分			⑫ 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)						13,302,528			減債基金			1,733,410			
			[21]							⑬ 災害復旧等に係る基準財政需要額						537,162			リニア中央新幹線亀山駅整備基金			1,300,364	
法非適用企業			[22] 農業集落排水事業特別会計		区 分			⑭ 災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金)						326,026			⑩の内訳			決算額(千円)			
			[23] 公共下水道事業特別会計					14,175		⑮ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費						811,164							
法非適用企業			[24]		区 分			⑯ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金)						3,321			財政調整基金			4,513,941			
			[25]							⑰ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金						6,357			減債基金			1,733,410	
法非適用企業			[26]		区 分			⑱ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(準元利償還金)						756			⑩の内訳			決算額(千円)			
			[27]							B 小計 [(⑫)-(⑬)-(⑭)-(⑱)]						11,617,742							
法非適用企業			[28]		区 分			将来負担比率 [A/B×100]						-			1. 国庫支出金等			0			
			A 連結実質赤字額([1]~[28])					0		※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率において赤字額、資金不足額が発生しない場合は「-」と表示する。									2. 貸付金の償還金			362	
法非適用企業			B 標準財政規模		13,302,528											3. 公営住宅の賃借料等			0				
			連結実質赤字比率 [A/B×100]		-											4. 都市計画税(都市計画税の充当率)			0.7%				
法非適用企業																5. その他の収入			360,294				